

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別進捗状況  
(基本計画の推進・評価等部分)

第4 基本計画の推進・評価等  
1 基本計画の進捗管理・評価等

<b>【本文】</b>	
<b>1 基本計画の進捗管理・評価等</b>	<b>2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進</b>
基本計画を実効あるものとするためには、ここに掲げた施策の実施に当たり、各府省間で密接な連携を図ることや施策の進捗状況を適時適切に点検し、不断の推進を図ることが不可欠である。 このため、「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、各府省一体となって基本計画に掲げた施策を推進する。また、統計委員会は、統計法に基づく総務大臣からの統計法の施行状況報告等を通じて、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況を把握し、その評価・検証を実施する。さらに、これを踏まえ、必要に応じ関係府省に対して取組の見直し、促進等のための意見等を提示する。	公的統計は、社会の情報基盤として国民生活に深く関わり、また、その作成に当たっては国民の協力が不可欠なものであることから、幅広く国民の理解と協力を得ることが重要である。 このため、基本計画の関係施策の情報をインターネット等により広く国民に提供するとともに、国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。

**【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)**

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
174	第4 1 基本計画の進捗管理・評価等	○ 「基本計画推進会議」(仮称)を開催し、基本計画に掲げた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。	各府省	平成21年度から実施する。		○ 平成24年度の「公的統計基本計画推進会議」(平成21年4月23日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)については、以下のとおり、平成24年6月(第8回)及び平成25年2月(第9回)の計2回開催し、各府省間で情報共有・調整等を行った。 《第8回会議(平成24年6月)》 平成23年度統計法施行状況報告の公表及び統計委員会への報告に当たり、当該報告のうち、基本計画に掲げられた措置・方策についての検討状況・進捗状況に係る取りまとめ部分について、各府省間から検討状況・進捗状況のポイントについての説明がなされ、情報共有するとともに合意形成。 《第9回会議(平成25年2月)》 平成24年度統計法施行状況報告は基本計画関連事項を5月、その余を含めた全体版を6月の統計委員会に報告することについての合意形成と基本計画の変更についての留意点についての説明を行い、各府省間で情報共有等を実施。	継続実施	—	
175、176		○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取組を取りまとめ、統計法第55条第2項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。 ○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために統計法第55条第3項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成22年度から実施する。		○ 基本計画に掲げられた措置・方策に関する各府省の平成23年度の検討状況・進捗状況については、平成23年度統計法施行状況報告の一部として平成24年4月下旬までに各府省から報告を求め、その結果を取りまとめの上、平成24年6月14日開催の第56回統計委員会において報告。【総務省】 ○ 平成24年6月に総務大臣から平成23年度統計法施行状況報告を受けた後、当該法施行状況について、重点的な審議課題を中心に審議するとともに、基本計画の取組状況に関する各府省の自己評価について精査し、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求めた。審議結果については、平成24年9月に「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」としてとりまとめ、今後の施策の方向性等についての基本的な考え方、関係府省が協力して推進することが必要と考えられる府省横断的な重要事項等を示した。【内閣府(統計委員会)】	継続実施	—	
177		○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。		○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基本計画別表に掲げられた事項との整合性について確認し、必要に応じて、答申の中に反映させている。平成24年4月～平成25年3月末に答申を行った事項のうち、具体例は以下のとおり。 ■ 諮問「国民生活基礎調査の変更について」 ・ 基本計画別表において、「国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」とされていることを踏まえ、これらに関する検討結果(試験調査の検討等)について、「基本計画への指摘への対応として評価する」との答申をした。 ■ 諮問「住宅・土地統計調査の変更について」 ・ 基本計画別表において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。」とされていることを踏まえ、これらに関する検討結果(集計上の工夫を図ること、地方公共団体等の事務負担軽減措置の実施等)については「基本計画への指摘への対応として評価する」、又は「妥当」との答申をした。 ■ 諮問「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更(名称の変更)について」 ・ 基本計画別表において、「漁業センサスへの漁船登録データの活用(中略)など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。」とされていることを踏まえ、調査対象名簿の作成時に、都道府県が保有する漁船登録データを活用できるようにすることについて、「適当」との答申をした。	継続実施	—	
178		○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。	内閣府(統計委員会)	平成22年度から実施する。		○ 行政記録情報等の活用などについて、平成22年度統計法施行状況に関する審議の過程において、事務局を通じて各府省の個別の取組について調査・分析し、その結果を、「平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の中で取りまとめるなど、引き続き調査研究を実施した。	継続実施	—	

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
116	第3-1 効率的な統計作成 (2) 民間事業者の活用 ア 民間事業者の積極的な活用等	○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成21年度から実施する。		○ 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じて民間事業者の活用に関する審議を行った。その結果、審議した2件の民間委託(住宅・土地統計調査、漁業センサス(コールセンターによる照会対応))について、適当との答申をした。【内閣府(統計委員会)】(総務省分省略)	継続実施	—	
147	3 経済・社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。		○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するために、「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を平成25年3月に実施。公的統計における統計データの二次利用の促進について、統計利用者から意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。	継続実施	—	
168	5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府(統計委員会)	平成21年度に実施する。		○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。	継続実施	—	
170		○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。		○ 平成21年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成22年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。 研究会の取組については、平成24年4月20日開催の第55回統計委員会において報告が行われた。	継続実施	—	